平成２５年度
第１７回　河内長野市地域公共交通会議次第

日時　平成２５年４月２４日（水）
午後３時から
場所　河内長野市役所　７０１会議室

１．開会

２．委嘱状交付

３．河内長野市長挨拶

４．委員等の紹介

５．河内長野市地域公共交通会議について

６．河内長野市地域公共交通会議会長挨拶

７．議題

（１）河内長野市地域公共交通会議副会長及び監事の指名について

（２）地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価（自己評価）について

（３)モックルコミュニティバス上限２００円運賃の試行運行の利用状況等について

（４）楠ヶ丘地域乗合タクシーの利用状況等について

（５）バス利用の手引き・バスマップの作成について

（６）その他

８．閉会

河内長野市地域公共交通会議委員名簿

氏名	所属・役職
向井　一雄	河内長野市　副市長
日野　泰雄	大阪市立大学大学院工学研究科 教授
伊勢　昇	和歌山工業高等専門学校環境都市工学科　准教授
田中　秀人	国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局総務企画部門首席運輸企画専門官
黒田　唯雄	国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局輸送部門首席運輸企画専門官
浅井　敏彦	大阪府 都市整備部 交通道路室 都市交通課 公共交通計画グループ　課長補佐
森口　治	大阪府富田林土木事務所 地域防災監兼地域支援・企画課長
川幡　一哉	大阪府河内長野警察署交通課長
松平　康一	南海バス株式会社企画部企画課長
奥村　夏男	南海バス株式会社営業部営業課長
坂本　頼幸	南海バス株式会社 労働組合代表
池谷　育晃	大阪第一交通㈱　河内長野営業所長
椋本　専次	近鉄タクシー㈱　藤井寺総合営業所長
濱田　義夫	河内長野市老人クラブ連合会会長
阪上　明	河内長野市観光協会相談役
井戸　清明	河内長野市商工会理事
濱本　友美	市民代表
堀　　泰明	市民代表
徳田　博久	河内長野市健康増進部長
内見　宏昭	河内長野市産業振興部長
宮川　祐次郎	河内長野市都市建設部長
辻野　修司	河内長野市総務部長
中谷　眞久	河内長野市市長公室長

資料１－１

河内長野市地域公共交通会議について

近年、全国的に車利用の増加やライフスタイルの変化などから、公共交通利用者の減少が続いており、路線バスの減便や廃止などが顕在化しております。本市においても例外ではなく、公共交通の利用者が年々減少しており、特にバス利用者の減少が顕著です。

しかし、高齢化の進展により体力の低下などから車を運転できなくなる方は増加しており、公共交通の必要性は高まっております。

このような状況から、本市の実情に即した公共交通はどのようなものか、その基本的な方針を示した**「河内長野市公共交通のあり方」**を平成２０年１０月に策定いたしました。

平成２１年度には、このあり方に基づき、将来も持続できる公共交通を確保していくための様々な取り組みを進めるにあたり、「道路運送法」及び「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく**「河内長野市地域公共交通会議」**を５月に設置するとともに、本会議にて審議等を行い、あり方に基づく３ヵ年（平成２１年度～平成２３年度）の実施計画として**「河内長野市地域公共交通総合連携計画」**を１１月に策定し、取り組みを進めてきました。

平成２４年度には、「河内長野市地域公共交通総合連携計画」の実績などを踏まえ、さらなる展開を図るため、**「第２期河内長野市地域公共交通総合連携計画」**を１１月に策定し、現在、様々な取り組みを進めているところです。

○基本方針

公共交通は市民生活を支える大切な交通手段でありますが、自動車への過度の依存や少子高齢化の進展など、様々な要因から利用者の減少傾向が続く中、本市では、これからの河内長野市の公共交通をどのように守り育てていくのか。

平成２０年度　基本的な方針として**「河内長野市公共交通のあり方」**を策定

平成２１年度　「道路運送法」及び「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく
「河内長野市地域公共交通会議」を５月に設置

このあり方に基づく、３ヵ年（平成２１年度～平成２３年度）の実施計画として
「河内長野市地域公共交通総合連携計画」を１１月に策定し
- 現状（平成２０年度）のバス利用者数以上を確保
- 公共交通空白・不便地域の解消
- 協働による取り組み体制の構築

を目標に、持続発展できる公共交通の確保に努めてきました。

平成２４年度　「河内長野市地域公共交通総合連携計画」の実績を踏まえ、さらなる展開を図るため、
「第２期河内長野市地域公共交通総合連携計画」を１１月に策定し
- 現状（平成２３年度）のバス利用者数以上を確保
- 公共交通空白・不便地域の解消

を目標に、持続発展できる公共交通を確保するための取り組みを進めています。

資料１－２

河内長野市附属機関設置条例をここに公布する。

平成２４年１２月２１日

河内長野市長　芝田　啓治

河内長野市条例第３５号

河内長野市附属機関設置条例

（趣旨）

第１条　この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、市が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項及び第２０２条の３第１項の規定に基づき、その設置及び担任する事務その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　市が設置する執行機関の附属機関及び担任する事務は、次のとおりとする。

(1) 市長の附属機関

名　称	担任する事務
河内長野市移動等円滑化基本構想協議会	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）第２６条第１項の規定による基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整等に関する事務
河内長野市公の施設指定管理者選定委員会	市が設置する公の施設（地方自治法第２４４条第１項に規定する「公の施設」をいう。）の指定管理者の選定についての審査、審議等に関する事務
河内長野市観光宿泊施設機能維持事業民間事	河内長野市観光宿泊施設機能維持事業を行う民間事業者の提案その他民間事業者の提案の

業者の提案の選定に係る審査委員会	選定についての審査、審議等に関する事務
河内長野市行政改革推進委員会	市の行財政運営に必要な事項についての審議等に関する事務
公開事業評価委員会	市が実施する公開事業評価において、市の事務事業に対する評価についての審議等に関する事務
河内長野市交通問題協議会	市域における交通諸問題に対処するための事項についての調査、審議等に関する事務
河内長野市高齢者保健福祉計画等推進委員会	市が策定する高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関すること並びに地域包括支援センター、地域密着型サービスその他高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に関することについての審議等に関する事務
河内長野市災害時要援護者支援検討委員会	市が策定する災害時要援護者支援プラン策定に必要な基本項目及び要援護者の支援実施に関するマニュアル等の検討事項についての審議等に関する事務
産業振興ビジョン策定委員会	市が策定する河内長野市産業振興ビジョンに関する検討事項についての審議等に関する事務
河内長野市産品ブランド化推進委員会	河内長野市産品ブランド化推進計画に基づく実施内容の検討及び決定並びに河内長野市ブランド産品の認定及びプロモーションについての審査、審議等に関する事務
河内長野市事業再評価委員会	市が実施する事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るために実施する事業再評価についての審議等に関する事務
河内長野市次世代育成支援対策協議会	市が策定する次世代育成支援対策行動計画の推進及び進行管理についての審議等に関する事務
河内長野市市長表彰審査会	市長が行う表彰に関し、表彰の適正を期するための審査、審議等に関する事務
河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会	市が行う市民公益活動の支援及び協働促進施策に関する基本的事項についての検討及び提言事項についての審議等に関する事務
河内長野市市民公益活動支援補助金審査・協働事業選定委員会	河内長野市市民公益活動支援補助金の交付の可否の決定及び河内長野市協働事業提案制度における公開プレゼンテーションで説明が行われた提案事業の選定についての審査、審議等に関する事務
河内長野市社会福祉法	社会福祉法人の設立の認可等の審査、審議等

人設立認可等審査会	に関する事務
河内長野市住宅マスタープラン等策定委員会	市の住宅マスタープラン及び市営住宅の長寿命化計画その他住宅政策に関する事項についての審議等に関する事務
市立休日急病診療所運営委員会	河内長野市立休日急病診療所の円滑な運営を図るため必要となる事項についての調査、審議等に関する事務
市立障害者福祉センター運営委員会	河内長野市立障害者福祉センターの運営に関する事項についての調査、審議等に関する事務
河内長野市水道事業経営懇談会	河内長野市水道事業が取り組む事案において、水道事業の経営健全化に資する意見についての審議等に関する事務
河内長野市青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策に関する調査、審議等及び関係機関相互の連絡調整に関する事務
河内長野市地域公共交通会議	道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項についての審議等に関する事務
河内長野市地域福祉推進協議会	河内長野市地域福祉計画に関する提言及び計画の円滑な推進に関する事項についての審議等に関する事務
河内長野市庁舎等総合建物管理業務総合評価入札評価委員会	市が発注する業務委託における総合評価入札導入の適否、導入の決定がなされた際の落札者決定基準及び落札者決定基準に基づく落札者の決定についての審査、審議等に関する事務
河内長野市統計常任委員会	統計調査に関する事務について研究､調査し、委員の調査事務に必要な実務知識及び技術の向上についての審議等に関する事務
河内長野市入札等監視委員会	市が発注した工事等に関し、入札、契約手続の運用状況等について報告を受け、入札、契約の経緯等に関すること並びに入札、契約の経緯及び工事成績等の再苦情についての調査、審議等に関する事務
河内長野市「農の拠点」整備設計及び関連業務	河内長野市「農の拠点」整備事業において、企画提案書公募（プロポーザル方式）による

プロポーザル審査委員会	設計候補者選定についての審査、審議等に関する事務
河内長野市バイオマスタウン推進協議会	河内長野市バイオマスタウン構想の策定及び見直しに関する意見及びバイオマス資源の活用等の検討事項についての審議等に関する事務
河内長野市「人・農地プラン」検討会	市が策定する市域における、人・農地プランについての審議等に関する事務
河内長野市不動産評価審議会	市が取得又は処分しようとする不動産価格についての評定、審議等に関する事務
河内長野市文化振興計画推進委員会	市が策定する文化振興に関する計画等の推進や進捗状況、文化活動の評価や助言、計画等の見直しや策定についての調査、審議等に関する事務
河内長野市保健計画策定委員会	市が策定する保健計画についての調査、審議等に関する事務
河内長野市保健問題対策協議会	市の救急医療対策、福祉医療対策、予防保健対策その他保健問題についての審議等に関する事務
南河内環境事業組合第２清掃工場河内長野市公害防止対策委員会	南河内環境事業組合第２清掃工場の操業に伴う公害の発生を防止し、周辺地域の生活環境や自然環境の保全を図るための監視確認、協議、調査等についての審議等に関する事務
河内長野市有功者推薦審議会	河内長野市有功者表彰条例（昭和３９年河内長野市条例第２６号）第２条第３号の規定に基づく同号の本市の公益に関し功労顕著な者の推薦についての審査、審議等に関する事務
河内長野市予防接種健康被害調査委員会	市長の委託を受けて行った予防接種により発生した健康被害に関する医学的見地についての調査、審議等に関する事務
河内長野市ラブホテル建築規制審議会	河内長野市ラブホテル建築の規制に関する条例（昭和５９年河内長野市条例第２３号）の規定に基づくラブホテルの建築規制についての調査、審議等に関する事務
河内長野市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所の要否及び入所者の入所の継続に関する要否の判定審査に関する事務

(2) 教育委員会の附属機関

名　称	担任する事務
河内長野市立天野小学校学校運営協議会	市立天野小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務
河内長野市立天見小学	市立天見小学校の教育目標・経営方針・教育

校学校運営協議会	課程の編成等についての審議等に関する事務
河内長野市立石仏小学校学校運営協議会	市立石仏小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務
河内長野市立小山田小学校学校運営協議会	市立小山田小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務
河内長野市立加賀田小学校学校運営協議会	市立加賀田小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務
河内長野市立川上小学校学校運営協議会	市立川上小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務
河内長野市立楠小学校学校運営協議会	市立楠小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務務
河内長野市立高向小学校学校運営協議会	市立高向小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務
河内長野市立千代田小学校学校運営協議会	市立千代田小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務
河内長野市立長野小学校学校運営協議会	市立長野小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務
河内長野市立南花台小学校学校運営協議会	市立南花台小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務
河内長野市立美加の台小学校学校運営協議会	市立美加の台小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務
河内長野市立三日市小学校学校運営協議会	市立三日市小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務
河内長野市学校保健会	市立学校保健の振興に必要な事業及び指導、学校保健に関する調査研究等についての審議等に関する事務
河内長野市就学相談委員会	障害のある児童等の就学相談・実態把握等についての調査、審議等に関する事務
河内長野市立小中学校通学区域審議会	教育委員会の諮問に応じて、市立小・中学校の通学区域について調査し、答申する意見についての審議等に関する事務
河内長野市立小学校教科用図書選定委員会	教育委員会の諮問に応じて、市立小学校において使用する教科用図書の調査研究を行い、その選定に関して、教育委員会に答申する意見についての審議等に関する事務
河内長野市立中学校教	教育委員会の諮問に応じて、市立中学校にお

科用図書選定委員会	いて使用する教科用図書の調査研究を行い、その選定に関して、教育委員会に答申する意見についての審議等に関する事務
河内長野市学校運営協議会連絡会議	市立学校に設置された学校運営協議会の運営についての審議等に関する事務
河内長野市文化財保護審議会	教育委員会の諮問に応じて、文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第１９０条第１項の規定により市の区域内に存する文化財の保護及び活用に関し、意見する内容についての審議等に関する事務

(3) 農業委員会の附属機関

名　称	担任する事務
河内長野市農業委員会業務推進会議	市内の農業振興を目的とする農業者の利益代表としての意見の公表、建議及び答申内容についての審議等に関する事務

２　附属機関が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことがある。

（委任）

第３条　この条例に定めるもののほか、市が設置する附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日（第４項において、「施行日」という。）から施行する。

（河内長野市文化財保護条例の一部改正）

２　河内長野市文化財保護条例（平成１２年河内長野市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

目次中「第１０章　河内長野市文化財保護審議会（第５８条・第５９

条)」を「第１０章　削除」に改める。

第１０章を次のように改める。

第１０章　削除

第５８条及び第５９条　削除

（河内長野市ラブホテル建築の規制に関する条例の一部改正）

３　河内長野市ラブホテル建築の規制に関する条例（昭和５９年河内長野市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第８条を次のように改める。

第８条　削除

（経過措置）

４　施行日から平成２５年３月３１日までの間、第２条第１項第２号の表中

「

河内長野市立南花台小学校学校運営協議会	市立南花台小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務

」

とあるのは、

「

河内長野市立南花台西小学校学校運営協議会	市立南花台西小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務
河内長野市立南花台東小学校学校運営協議会	市立南花台東小学校の教育目標・経営方針・教育課程の編成等についての審議等に関する事務

」

と読み替えて適用する。

資料１－３

河内長野市地域公共交通会議規則をここに公布する。

平成２５年１月２５日

河内長野市長　芝田　啓治

河内長野市規則第３号

河内長野市地域公共交通会議規則

（趣旨）

第１条　この規則は、河内長野市附属機関設置条例（平成２４年河内長野市条例第３５号）第２条の規定により設置する河内長野市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第２条　交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。

(2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第５条に規定する地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成及び変更の協議に関すること。

(3) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。

(4) 連携計画に基づく、事業の実施に関すること。

(5) その他交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（組織）

第３条　交通会議の委員は、２５人以下とする。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局長が指名する者

(3) 大阪府公安委員会が指名する者

(4) 道路管理者が指名する者

(5) 地域住民又は利用者の代表

(6) 一般旅客自動車運送事業者

(7) 一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体

(8) 河内長野市副市長（都市建設部を所管する副市長）

(9) その他交通会議が必要と認める者

(10) その他市長が必要と認めるもの

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、役職等により交通会議の委員となっている委員がその役職等を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第５条　交通会議に次の役員を置く。

(1) 会長　１名

(2) 副会長　１名

２　会長は、第３条第２項第８号の委員をもって充てる。

３　副会長は、委員の中から会長が指名する。

（役員の職務）

第６条　会長は、交通会議を代表し、会務を統括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは会長の職務を代理する。

（会議）

第７条　交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長がこれを招集し、会長がその議長となる。

２　会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第８条　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

２　委員は、必要に応じて代理者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

３　会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

４　会議は原則として公開とする。

（会議の特例）

第９条　会長は、緊急の必要があり、かつ、交通会議を開催する時間的余裕がない場合又はやむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い、交通会議の会議に代えることができる。

２　前条第３項の規定は、前項の場合において準用する。

（協議結果の尊重義務）

第１０条　交通会議で整った事項については、交通会議の構成員はその協

議結果を尊重しなければならない。

（事務局）

第１１条　交通会議の事務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

２　交通会議の事務局は、別に定める部署において行う。

３　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（委任）

第１２条　この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

２　第４条の規定にかかわらず、この規則の施行前に河内長野市地域公共交通会議規約により委員となっていた者の任期は、平成２５年３月３１日までとする。

資料１－４

河内長野市地域公共交通会議規約

（設置）

第１条　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、河内長野市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

第２条　交通会議の事務所は、河内長野市原町一丁目１番１号（河内長野市役所内）に置く。

（協議事項）

第３条　交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。

(2) 連携計画の作成及び変更の協議に関すること。

(3) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。

(4) 連携計画に基づく、事業の実施に関すること。

(5) その他交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（組織）

第４条　交通会議の委員は、河内長野市地域公共交通会議規則（平成２５年河内長野市規則第３号。以下「規則」という。）第３条第２項の規定により委嘱又は任命されている委員をもって組織する。

（委員の任期）

第５条　委員及び補欠委員の任期は、規則第４条の例による。

（役員）

第６条　交通会議に会長及び副会長各１名を置き、それぞれ規則第５条の規定により就任した会長及び副会長がその任に当たる。

（規則の準用）

第７条　役員の職務、交通会議の会議及び会議の運営は、規則の例による。

（協議結果の尊重義務）

第８条　交通会議で整った事項については、交通会議の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

（事務局）

第９条　交通会議の事務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

２　事務局は、河内長野市都市建設部交通政策課に置く。
３　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（経費の負担）
第１０条　交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金、諸収入をもって充てる。
（監事及び監査）
第１１条　交通会議に監事を２名置く。
２　監事は委員の中から会長が指名する。
３　監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。
（財務に関する事項）
第１２条　交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（交通会議が解散した場合の措置）
第１３条　交通会議が解散した場合は、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。
（その他）
第１４条　この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規約は、平成２５年３月５日から施行する。

資料１－５

河内長野市地域公共交通会議事務局規程

（趣旨）

第１条　この規程は、河内長野市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第９条の規定に基づき、河内長野市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 交通会議の会議に関すること。

(2) 交通会議の資料作成に関すること。

(3) 交通会議の庶務に関すること。

(4) 前３号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

（職員等）

第３条　事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

２　事務局長は、河内長野市都市建設部交通政策課長をもって充てる。

（専決事項）

第４条　事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

(1) 事務局の運営に関すること。

(2) 物品の購入その他交通会議の運営に必要な契約の締結に関すること。

(3) 物品及び現金の出納に関すること。

(4) 前３号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第５条　事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、河内長野市の例によるものとする。

（公印の取扱い）

第６条　交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法及び用途は別表のとおりとする。

２　交通会議の公印の保管、取扱い等については、河内長野市の例によるものとする。

（その他）

第７条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成２５年３月５日から施行する。

別表（第６条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途
会長印	河内長野市 地域公共交通 会議会長之印	てん書	２１×２１	会長名をもって発する文書等

資料１－６

河内長野市地域公共交通会議財務規程

（趣旨）

第１条　この規程は、河内長野市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第１２条の規定に基づき、河内長野市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第２条　交通会議の予算は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

２　交通会議の会長（以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、毎年度第１回交通会議に諮るものとする。

３　交通会議の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終了する。

４　会長は、第２項の規定により予算が交通会議の承認を得たときは、該当予算書の写しを速やかに河内長野市長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第３条　会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮るものする。

２　前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第４項の規定を準用する。

（予算区分）

第４条　歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第１のとおりとする。

２　歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第２のとおりとする。

３　当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第１及び別表第２に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第５条　歳出予算の流用及び予備費の充用は、河内長野市の例によるものとする。

２　会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の交通会議に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第６条　交通会議の出納は、会長が行う。

２　交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（交通会議出納員）

第７条　会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。

２　出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

（収支の手続）

第８条　交通会議の予算に係る収入及び支出の手続は、河内長野市の例により行うものとする。

２　交通会議の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

（決算等）

第９条　会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

２　会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第１１条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

３　会長は、第１項の規定により交通会議の承認を得たときは、該当決算書の写しを速やかに河内長野市長に送付しなければならない。

（委任）

第１０条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成２５年３月５日から施行する。

別表第１（第４条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
１　負担金	１　負担金	１　負担金
２　補助金	１　補助金	１　補助金
３　繰越金	１　繰越金	１　繰越金
４　諸収入	１　諸収入	１　雑入

別表第２（第４条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
１　運営費	１　会議費	１　会議費
	２　事務費	１　事務費
２　事業費	１　事業費	１　事業費
３　予備費	１　予備費	１　予備費

資料１－７

河内長野市地域公共交通会議会議運営規程

（趣旨）

第１条　この規程は、河内長野市地域公共交通会議規則（以下「規則」という。）第１２条及び河内長野市地域公共交通会議規約第１４条の規定に基づき、河内長野市地域公共交通会議の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第２条　会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、委員の過半数の同意により、会議の一部又はその全部を非公開とすることができる。

２　会議の運営に際しては、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

（議長等の責務）

第３条　議長は、迅速かつ能率的な会議の運営に努めなければならない。

２　委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（代理出席）

第４条　規則第３条第２項に定める委員が、やむを得ず欠席する場合は、代理の者が出席することができる。

２　前項の規定により欠席する委員は、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告するものとする。

３　前項の規定により報告があった場合は、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

（会議の開催等）

第５条　会議の開催及び閉会は、議長が宣言する。

２　委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（表決）

第６条　会議の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって進めることとする。

（会議録の調製）

第７条　議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の趣旨

(4) 前３号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

２　会議録は、議長が確認をした日をもって確定するものとする。

（会議録等の公開）

第８条　会議録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、第２条第１項ただし書の規定により、非公開とされた部分については、非公開とすることできる。

（傍聴）

第９条　何人も、第２条第１項ただし書の規定により会議が非公開とされたときを除き、会議を傍聴することができる。

２　会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

（規律）

第１０条　何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事を妨げる行為をしてはならない。

２　会議中において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

（その他）

第１１条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成２５年３月５日から施行する。

資料１－８

河内長野市地域公共交通会議会議傍聴要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、河内長野市地域公共交通会議会議運営規程（以下「規程」という。）第９条第２項の規定に基づき、河内長野市地域公共交通会議の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人と定員）

第２条　会議の傍聴人は、報道を業とする者（以下「報道関係者」という。）及びその他の傍聴人（以下「一般傍聴人」という。）とする。

２　議長は、会議場の都合等により傍聴人の定員を定めることができる。

（傍聴の手続）

第３条　報道関係者は、報道関係者受付簿に報道機関の所在地及び名称並びに傍聴しようとする者の氏名を記入しなければならない。

２　一般傍聴人は、一般傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入しなければならない。

３　傍聴希望者が前条の定めにより一般傍聴人の数を制限した場合は、先着順で受付定員になり次第、申し込みの受付を終了する。

（傍聴席に入ることができない者）

第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他の危険な物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(5) 前４号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第５条　傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論、放歌、高笑その他の会議の妨害となる行為をしないこと。

(3) はち巻き、腕章の類を着用する等の示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。

(7) 携帯電話の着信音を発しないこと。

(8) 前７号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（撮影及び録音の承認）

第６条　傍聴人は、傍聴席において、写真、映像等を撮影し、又は録音をしようとするときは、あらかじめ議長の承認を受けなければならない。

（職員の指示）

第７条　傍聴人は、事務局職員の指示に従わなければならない。

（傍聴人の退場）

第８条　傍聴人は、規程第２条第１項ただし書の規定により会議が非公開とされたときは、速やかに退場しなければならない。

（違反に対する措置）

第９条　傍聴人がこの要綱に違反するときは、議長は、これを制止するものとし、傍聴人がその指示に従わないときは、議長は、当該傍聴人を退場させることができる。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２５年３月５日から施行する。

資料２

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通ネットワーク計画に基づく事業）

平成 25 年　月　日

協議会・構成員 大阪府
河内長野市都市建設部交通政策課
南海バス株式会社
近畿運輸局大阪運輸支局
河内長野市身体障害者福祉会会長

事業名	補助対象事業者等	事業概要	①事業実施の適切性		②目標・効果達成状況		③事業の今後の改善点
地域公共交通バリア解消促進等事業（バリアフリー化設備等整備事業）	南海バス（株）	大型ノンステップバス2台の導入	A	計画どおり事業は適切に実施された。	A	大型ノンステップバスの導入2台の目標に対し、計画どおり2台を導入した。	平成26年度中に、河内長野市内におけるノンステップバスの導入率30%を目標とし、今後も引き続きノンステップバス導入を推進していく。

【各評価項目の評価基準】
①事業実施の適切性
A…事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された（されている）。
B…事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった（一部実施されない見込み）。
C…事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった（実施されない見込み）。

②目標・効果達成状況
A…事業が計画に位置付けられた目標を達成した（する見込み）。
B…事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった（一部達成できない見込み）。
C…事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった（達成できない見込み）。

参考資料

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

平成２４年４月１１日
（名　　称）　河内長野市
（代表者名）　河内長野市長　芝田　啓治　印

１．生活交通改善事業計画の名称

河内長野市ノンステップバス導入促進計画

２．バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

河内長野市内において、バス運行を主に担う南海バス株式会社や関係機関が協力し、乗降性能に優れたノンステップバスを導入することにより、一層のバリアフリー化を推進する。

河内長野市内の路線を担当する南海バス株式会社河内長野営業所におけるノンステップバス車両は９台（全車両数４８台、導入比率１８．８％　※平成２４年２月１日現在）であり、さらに導入を推進することで、高齢者や障害者等にとって利用しやすい環境を整備する。

３．バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

（１）事業の目標

平成２６年度中に、河内長野市内における南海バス株式会社のノンステップバス導入率を約３０%にする。

（２）事業の効果

ノンステップバスは乗降口のステップがなく、誰もが乗降しやすいため、バスを利用する高齢者等にとって、移動にあたっての負担が軽減される。また、そのようなバリアフリー化の効果とともに、乗降時間が短縮されて定時運行にも効果があると期待され、バスの利用者の増加に寄与すると考えられる。

４．バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

（１）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

（内容）
ノンステップバスの導入【大型（車長１１ｍ）２台／年】
（平成２４年度～平成２６年度）

（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の３区分における運賃割引率について）
南海バス（株）　身体・知的　普通旅客運賃　５割、定期旅客運賃３割
　　精神　　設定なし

（２）関連事項（以下、〈　〉内の事業に該当する場合に記載）

〈バス車両の導入に係る事業〉
事業を実施する河内長野市内を走行する車いす対応車両（ノンステップバス、ワンステップバス及びリフト付きバス）等の導入台数。
・ノンステップバス：９台、ワンステップバス：３９台、リフト付きバス：０台
・乗合バス車両の総車両台数：４８台　　※平成２４年２月１日現在

５．バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

平成２４年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
移動等円滑化推進事業	４３，７００ 千円	３，４５０ 千円	 千円	３，４５０ 千円	３６，８００ 千円
	１００％	７．９％	％	７．９％	８４．２％
合　計	４３，７００ 千円	３，４５０ 千円	 千円	３，４５０ 千円	３６，８００ 千円
	１００％	７．９％	％	７．９％	８４．２％

※総事業費・国費・市区町村負担については、見込額を記載。
　平成２３年度の要綱に基づいて算出。（車両標準価格：１８，４００千円）

平成２５年度（翌年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
移動等円滑化推進事業	４３，７００ 千円	３，４５０ 千円	 千円	３，４５０ 千円	３６，８００ 千円
	１００％	７．９％	％	７．９％	８４．２％
合　計	４３，７００ 千円	３，４５０ 千円	 千円	３，４５０ 千円	３６，８００ 千円
	１００％	７．９％	％	７．９％	８４．２％

※総事業費・国費・市区町村負担については、見込額を記載。
　平成２３年度の要綱に基づいて算出。（車両標準価格：１８，４００千円）

平成２６年度（翌々年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
移動等円滑化推進事業	４３，７００ 千円	３，４５０ 千円	 千円	３，４５０ 千円	３６，８００ 千円
	１００％	７．９％	％	７．９％	８４．２％
合　計	４３，７００ 千円	３，４５０ 千円	 千円	３，４５０ 千円	３６，８００ 千円
	１００％	７．９％	％	７．９％	８４．２％

※総事業費・国費・市区町村負担については、見込額を記載。
　平成２３年度の要綱に基づいて算出。（車両標準価格：１８，４００千円）

６．計画期間

事業の名称	平成２４年度 4月　9月　12月　3月	平成２５年度 4月　9月　12月　3月	平成２６年度 4月　9月　12月　3月
ノンステップバスの導入	2台 １０月着手 → 3月完了	2台 7月着手 → １２月完了	2台 7月着手 → １２月完了

７．協議会の開催状況と主な議論
平成２４年３月２８日　第１２回河内長野市地域公共交通会議 本事業計画について協議し、同意を得た。

８．利用者等の意見の反映
河内長野市身体障害者福祉会会長に、本計画を協議する第１２回河内長野市地域公共交通会議にご出席いただき、同意を得た。

９．協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	大阪府
関係市区町村	河内長野市都市建設部交通政策課
交通事業者・交通施設管理者等	南海バス株式会社
地方運輸局	近畿運輸局大阪運輸支局
その他協議会が必要と認める者	河内長野市身体障害者福祉会会長

参考資料２（南海バス）

●ワンステップ車両

前扉

	ワンステップ
車高	350mm
ステップ高	200mm

●ノンステップ車両

	ノンステップ
車高	335mm
ステップ高	なし

中扉

	ワンステップ
車高	330mm
ステップ高	235mm

	ノンステップ
車高	300mm
ステップ高	なし

車内ステップ

	ワンステップ
ステップ①	200mm

	ノンステップ
ステップ①	200mm
ステップ②	200mm

モックルコミュニティバス
上限２００円運賃の試行運行状況について

資料３

① 利用者数の推移

上限200円試行運行

年度 / 月		乗車人員			前年比（前年同月比）
		合計	南行き	北行き	
平成21年度	合計	**53,728**	25,737	27,991	102.5
平成22年度	合計	**56,411**	26,386	30,025	**105.0**
平成23年度	合計	**61,380**	28,872	32,508	**108.8**
平成24年度	４月	4,989	2,299	2,690	101.9
	５月	5,238	2,460	2,778	107.9
	６月	5,183	2,446	2,737	98.9
	７月	5,781	2,644	3,137	104.8
	８月	5,857	2,708	3,149	102.9
	９月	5,290	2,494	2,796	101.7
	１０月	5,347	2,484	2,863	101.6
	１１月	4,792	2,220	2,572	88.0
	１２月	4,691	2,180	2,511	99.6
	１月	4,326	2,009	2,317	105.0
	２月	4,864	2,280	2,584	97.0
	３月	5,311	2,470	2,841	98.0
	合計	**61,669**	28,694	32,975	**100.5**

○ 平成２４年度の利用者数は、２３年度から 0.5 %増加した。

○ 上限200円運賃の試行運行前（平成２１年度）と比較すると、約１５%の増加。

② 収支状況

上限200円試行運行

年度	運行経費（千円）	運賃収入（千円）	市負担額（千円）	交通会議負担（千円）
平成２１年度	26,731	10,109	16,622	-
平成２２年度	26,806	8,588	16,622	1,596
平成２３年度	26,943	9,302	16,622	1,018
平成２４年度	27,178	9,150	16,857	1,171

○ 上限200円運賃の本格運行、交通会議負担０を目指す。

楠ヶ丘乗合タクシー「くすまる」の利用状況について

資料４

① 楠ヶ丘地域乗合タクシー運行の流れ

平成２２年９月～１１月	試行運行実施 結果 ： １便平均 ４．３人
平成２３年１１月～	本格運行実施
平成２５年４月～	停留所「烏帽子台」新設、停留所⑨位置変更

② 利用状況

	合計利用者数		１便平均利用者数		平日平均利用者数		休日平均利用者数	
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
4月	-	2,089	-	3.9	-	4.0	-	3.6
5月	-	2,223	-	4.0	-	4.2	-	3.5
6月	-	2,090	-	3.9	-	4.2	-	3.2
7月	-	2,537	-	4.5	-	5.1	-	3.5
8月	-	2,638	-	4.7	-	5.0	-	3.9
9月	-	2,426	-	4.5	-	5.0	-	3.6
10月	-	2,443	-	4.4	-	4.5	-	4.0
11月	2,076	2,150	3.8	4.0	4.2	4.2	3.2	3.6
12月	2,069	2,238	3.7	4.0	4.0	4.3	3.2	3.4
1月	1,946	2,156	3.5	3.9	3.7	4.1	3.0	3.3
2月	1,964	1,958	3.8	3.9	3.9	4.1	3.3	3.3
3月	2,095	2,262	3.8	4.1	4.0	4.4	3.3	3.3
合計・平均	10,150	**27,210**	3.7	**4.1**	4.0	**4.4**	3.2	**3.5**

１便平均人数

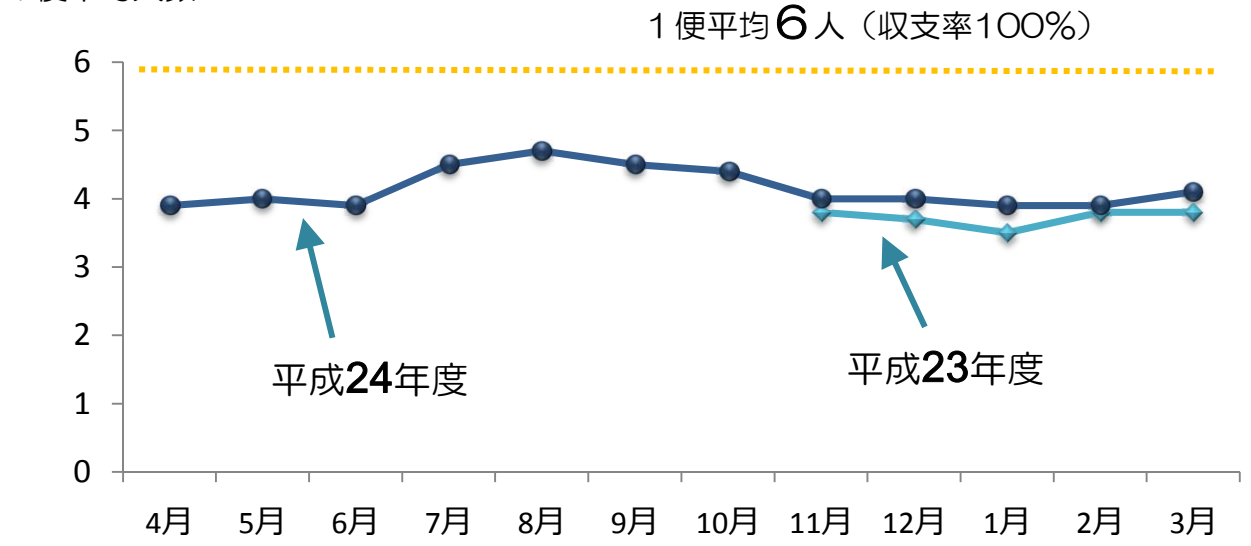

乗合タクシー

くすまる

運行ルート（平成２５年４月１日より）

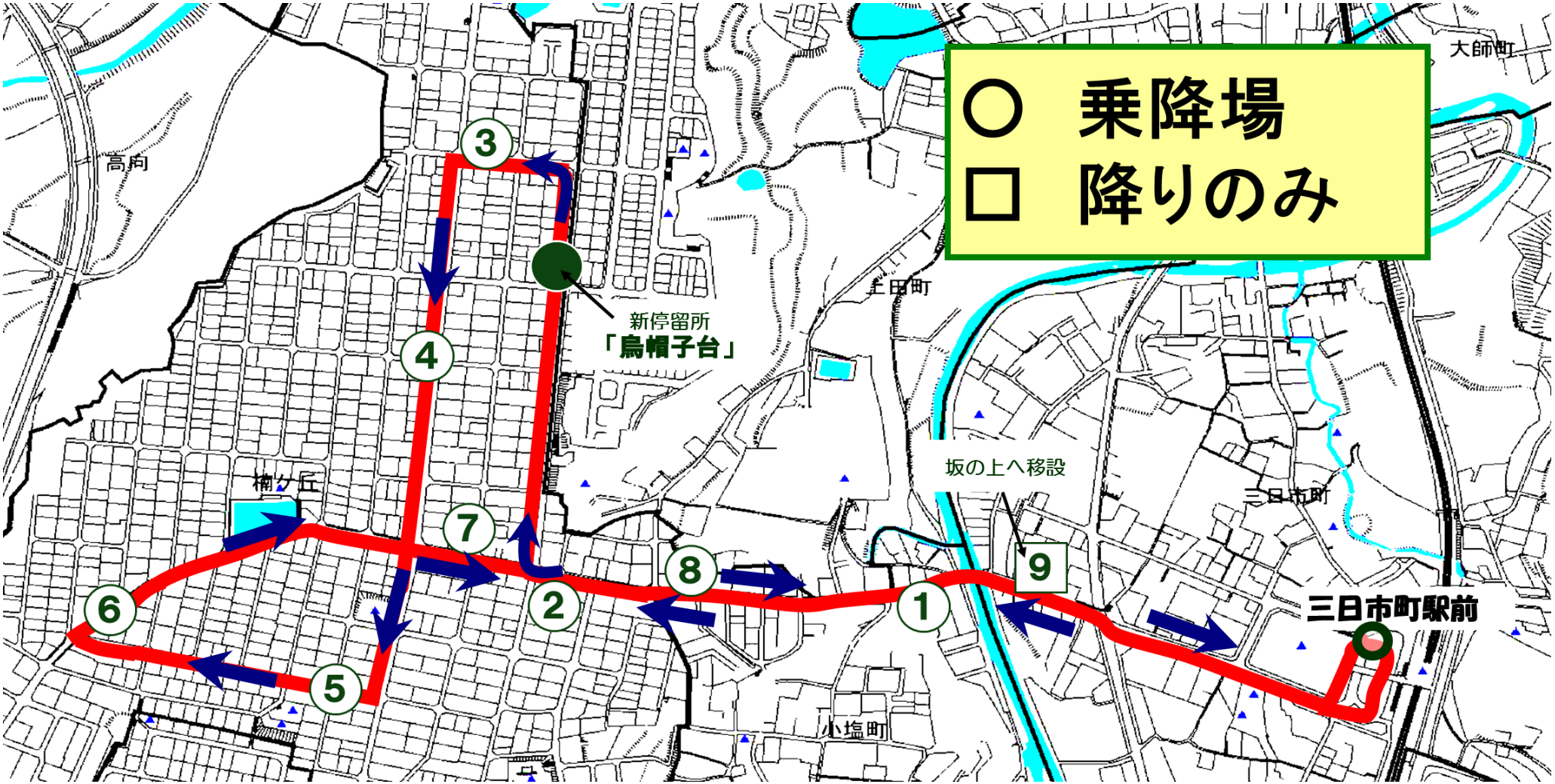

乗合タクシー くすまる

時刻表（平成２５年４月１日より）

	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	休憩	8便	9便	10便	11便	休憩	12便	13便	14便	15便	16便	17便	18便
三日市町駅前発	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	運休	13:00	13:30	14:00	14:30	運休	15:30	16:00	16:30	17:00	17:30	18:00	18:30
①	8:32	9:02	9:32	10:02	10:32	11:02	11:32		13:02	13:32	14:02	14:32		15:32	16:02	16:32	17:02	17:32	18:02	18:32
②	8:34	9:04	9:34	10:04	10:34	11:04	11:34		13:04	13:34	14:04	14:34		15:34	16:04	16:34	17:04	17:34	18:04	18:34
烏帽子台	8:35	9:05	9:35	10:05	10:35	11:05	11:35		13:05	13:35	14:05	14:35		15:35	16:05	16:35	17:05	17:35	18:05	18:35
③	8:36	9:06	9:36	10:06	10:36	11:06	11:36		13:06	13:36	14:06	14:36		15:36	16:06	16:36	17:06	17:36	18:06	18:36
④	8:38	9:08	9:38	10:08	10:38	11:08	11:38		13:08	13:38	14:08	14:38		15:38	16:08	16:38	17:08	17:38	18:08	18:38
⑤	8:40	9:10	9:40	10:10	10:40	11:10	11:40		13:10	13:40	14:10	14:40		15:40	16:10	16:40	17:10	17:40	18:10	18:40
⑥	8:42	9:12	9:42	10:12	10:42	11:12	11:42		13:12	13:42	14:12	14:42		15:42	16:12	16:42	17:12	17:42	18:12	18:42
⑦	8:44	9:14	9:44	10:14	10:44	11:14	11:44		13:14	13:44	14:14	14:44		15:44	16:14	16:44	17:14	17:44	18:14	18:44
⑧	8:46	9:16	9:46	10:16	10:46	11:16	11:46		13:16	13:46	14:16	14:46		15:46	16:16	16:46	17:16	17:46	18:16	18:46
⑨	8:48	9:18	9:48	10:18	10:48	11:18	11:48		13:18	13:48	14:18	14:48		15:48	16:18	16:48	17:18	17:48	18:18	18:48
三日市町駅前着	8:50	9:20	9:50	10:20	10:50	11:20	11:50		13:20	13:50	14:20	14:50		15:50	16:20	16:50	17:20	17:50	18:20	18:50

資料５

バス利用の手引き・バスマップの作成について

● 前回交通会議（第１６回交通会議）でのご意見

追加項目・改善点について

- **運行事業者の問い合わせ先**
- **情報がいつの時点のものか**
- 買物施設などの紹介（休日のバス利用を増やすために）
- **くすまるの情報**
- 運行本数の違いをわかるようにしては（運行本数によって線を変える等）
- 河内長野駅や三日市町駅などの**主要駅の時刻表**
- 既成の地図を使ってはどうか
- 何度か折りたたむと破けてくるので、手帳式などがいい。
- ここからここまでは何分かかるなど、目安の時間があれば便利
- 色分けされた路線案内と地図を合わせると見にくいので、ない方がいい。
- バスカードの**販売場所の営業時間**
- **割引制度**や、往復割引のメリット
- 行先を携帯から確認するなど、市のホームページと連動させる

全体の方針について

- 商工会などとのタイアップによる**広告掲載**によって自立的、継続的に作れるものを
- 広告会社やスポンサーをつけて、少しでも経費が上がらないようにできればいい。
- 役所が作るのか、民間に入ってもらうのか。
- 市民向け：家に貼っておけるようなもので、お店がいろいろ書いてあるなど。
  観光向け：携帯できるようなもの、現在のものでは大きい。
- まず原点が市民の足ということで、誰が見ても一目でわかる**市民向け**の方がいい
- 利用する方の目線が大事なので、実際利用している方がどういう情報がほしいのかを把握することが重要ではないか
- ターゲットを誰に、どれぐらいの量を、いつ更新していくかを決める必要がある。
  （観光であればグルメ中心など、市民であれば生活必需品のお店ものせるなど）
- 後から項目を追加するのは難しいので、初めはできるだけ欲張って作成し、必要なもの、必要のないものを絞っていってはどうか。

資料5-2

BUS MAP

Kawachinagano City

河内長野市

バスマップ

掲載情報

- 市内 バスマップ
- バスの乗り方
- バスカード
- 割引制度
- 南海高野線 時刻表
- 駅前 バス乗り場案内
- モックルコミュニティバス
- 日野・滝畑コミュニティバス
- 乗合タクシー くすまる

モックル コミュニティバス

平成２５年４月現在

運賃表　路線図　時刻表

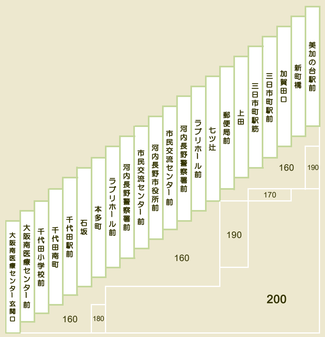

北行き

停留所名	発着時刻 1	2	3	4	5	6	7	8
美加の台駅前	8:44	9:44	10:44	11:44	13:44	14:44	15:44	16:44
新町橋	8:47	9:47	10:47	11:47	13:47	14:47	15:47	16:47
加賀田口	8:49	9:49	10:49	11:49	13:49	14:49	15:49	16:49
三日市町駅前	8:52	9:52	10:52	11:52	13:52	14:52	15:52	16:52
三日市町駅筋	8:54	9:54	10:54	11:54	13:54	14:54	15:54	16:54
上田	8:56	9:56	10:56	11:56	13:56	14:56	15:56	16:56
郵便局前	8:57	9:57	10:57	11:57	13:57	14:57	15:57	16:57
七ツ辻	8:59	9:59	10:59	11:59	13:59	14:59	15:59	16:59
ラブリーホール前	9:01	10:01	11:01	12:01	14:01	15:01	16:01	17:01
河内長野警察署前	9:03	10:03	11:03	12:03	14:03	15:03	16:03	17:03
市民交流センター前（図書館前）	9:05	10:05	11:05	12:05	14:05	15:05	16:05	17:05
河内長野市役所前	9:10	10:10	11:10	12:10	14:10	15:10	16:10	17:10
市民交流センター前（図書館前）	9:12	10:12	11:12	12:12	14:12	15:12	16:12	17:12
河内長野警察署前	9:14	10:14	11:14	12:14	14:14	15:14	16:14	17:14
ラブリーホール前	9:16	10:16	11:16	12:16	14:16	15:16	16:16	17:16
本多町	9:18	10:18	11:18	12:18	14:18	15:18	16:18	17:18
石坂	9:20	10:20	11:20	12:20	14:20	15:20	16:20	17:20
千代田駅前	9:22	10:22	11:22	12:22	14:22	15:22	16:22	17:22
千代田南町	9:24	10:24	11:24	12:24	14:24	15:24	16:24	17:24
千代田小学校前	9:26	10:26	11:26	12:26	14:26	15:26	16:26	17:26
大阪南医療センター前	9:27	10:27	11:27	12:27	14:27	15:27	16:27	17:27
大阪南医療センター玄関口	9:28	10:28	11:28	12:28	14:28	15:28	16:28	17:28

南行き

停留所名	発着時刻 1	2	3	4	5	6	7	8
大阪南医療センター玄関口	8:36	9:36	10:36	11:36	13:36	14:36	15:36	16:36
大阪南医療センター前	8:37	9:37	10:37	11:37	13:37	14:37	15:37	16:37
千代田小学校前	8:38	9:38	10:38	11:38	13:38	14:38	15:38	16:38
千代田南町	8:40	9:40	10:40	11:40	13:40	14:40	15:40	16:40
千代田駅前	8:42	9:42	10:42	11:42	13:42	14:42	15:42	16:42
石坂	8:44	9:44	10:44	11:44	13:44	14:44	15:44	16:44
本多町	8:46	9:46	10:46	11:46	13:46	14:46	15:46	16:46
ラブリーホール前	8:48	9:48	10:48	11:48	13:48	14:48	15:48	16:48
河内長野警察署前	8:50	9:50	10:50	11:50	13:50	14:50	15:50	16:50
市民交流センター前（図書館前）	8:52	9:52	10:52	11:52	13:52	14:52	15:52	16:52
河内長野市役所前	8:57	9:57	10:57	11:57	13:57	14:57	15:57	16:57
市民交流センター前（図書館前）	8:59	9:59	10:59	11:59	13:59	14:59	15:59	16:59
河内長野警察署前	9:01	10:01	11:01	12:01	14:01	15:01	16:01	17:01
ラブリーホール前	9:03	10:03	11:03	12:03	14:03	15:03	16:03	17:03
七ツ辻	9:05	10:05	11:05	12:05	14:05	15:05	16:05	17:05
郵便局前	9:07	10:07	11:07	12:07	14:07	15:07	16:07	17:07
上田	9:08	10:08	11:08	12:08	14:08	15:08	16:08	17:08
三日市町駅筋	9:09	10:09	11:09	12:09	14:09	15:09	16:09	17:09
三日市町駅前	9:12	10:12	11:12	12:12	14:12	15:12	16:12	17:12
加賀田口	9:15	10:15	11:15	12:15	14:15	15:15	16:15	17:15
新町橋	9:17	10:17	11:17	12:17	14:17	15:17	16:17	17:17
美加の台駅前	9:20	10:20	11:20	12:20	14:20	15:20	16:20	17:20

日野・滝畑 コミュニティバス

平成２５年４月現在

運賃表　路線図　時刻表

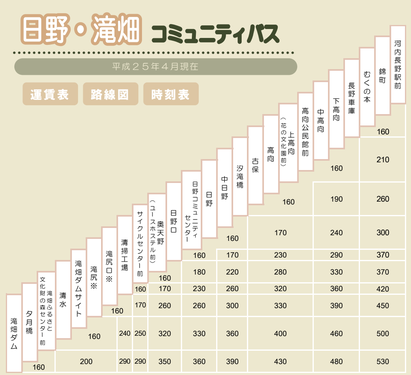

河内長野駅前→滝畑ダム

停留所名	発着時刻 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
河内長野駅前	9:04	11:02	12:27	13:20	15:21	16:21	17:17	18:16	20:00	21:33
錦町	9:06	11:04	12:29	13:22	15:23	16:23	17:19	18:18	20:02	21:35
むくの木	9:07	11:05	12:30	13:23	15:24	16:24	17:20	18:19	20:03	21:36
長野車庫	9:08	11:06	12:31	13:24	15:25	16:25	17:21	18:20	20:04	21:37
下高向	9:09	11:07	12:32	13:25	15:26	16:26	17:22	18:21	20:05	21:38
中高向	9:10	11:08	12:33	13:26	15:27	16:27	17:23	18:22	20:06	21:39
高向公民館前	9:11	11:09	12:34	13:27	15:28	16:28	17:24	18:23	20:07	21:40
上高向（花の文化園前）	9:12	11:10	12:35	13:28	15:29	16:29	17:25	18:24	20:08	21:41
高向	9:14	11:12	12:37	13:30	15:31	16:31	17:27	18:26	20:10	21:43
古保	9:16	11:14	12:39	13:32	15:33	16:33	17:29	18:28	20:12	21:45
汐滝橋	9:18	11:16	12:41	13:34	15:35	16:35	17:31	18:30	20:14	21:47
中日野	9:20	11:18	12:43	13:36	15:37	16:37	17:33	18:32	20:16	21:49
日野	9:22	11:20	12:45	13:38	15:39	16:39	17:35	18:34	20:18	21:51
日野コミュニティーセンター	9:23	11:21	12:46	13:39	15:40	16:40	17:36	18:35	20:19	21:52
日野口	9:25	11:23	12:48	13:41	15:42	16:42	17:38	18:37	20:21	21:54
奥天野（ユースホステル前）	9:26	11:24	12:49	13:42	15:43	16:43	17:39	18:38	20:22	21:55
サイクルセンター	9:28	11:26	12:51	13:44	15:45	16:45	17:41	18:40	20:24	21:57
清排工場前	9:30	11:28	12:53	13:46	15:47	16:47	17:43	18:42	20:26	21:59
滝尻	9:36	11:34	12:59	13:52	15:53	16:53	17:49	18:48	20:32	22:05
滝尻口	9:37	11:35	13:00	13:53	15:54	16:54	17:50	18:49	20:33	22:06
滝畑ダムサイト	9:38	11:36	13:01	13:54	15:55	16:55	17:51	18:50	20:34	22:07
清水	9:40	11:38	13:03	13:56	15:57	16:57	17:53	18:52	20:36	22:09
滝畑ふるさと文化財の森センター前	9:42	11:40	13:05	13:58	15:59	16:59	17:55	18:54	20:38	22:11
夕月橋	9:43	11:41	13:06	13:59	16:00	17:00	17:56	18:55	20:39	22:12
滝畑ダム	9:49	11:47	13:12	14:05	16:06	17:06	18:02	19:01	20:45	22:18

滝畑ダム→河内長野駅前

停留所名	発着時刻 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
滝畑ダム	6:02	6:43	7:33	8:07	9:57	11:54	13:19	14:12	16:13	17:13	19:08
夕月橋	6:05	6:46	7:36	8:10	10:00	11:57	13:22	14:15	16:16	17:16	19:11
滝畑ふるさと文化財の森センター前	6:06	6:47	7:37	8:11	10:01	11:58	13:23	14:16	16:17	17:17	19:12
清水	6:08	6:49	7:39	8:13	10:03	12:00	13:25	14:18	16:19	17:19	19:14
滝畑ダムサイト	6:10	6:51	7:41	8:15	10:05	12:02	13:27	14:20	16:21	17:21	19:16
滝尻	6:13	6:54	7:44	8:18	10:08	12:05	13:30	14:23	16:24	17:24	19:19
滝尻口	6:14	6:55	7:45	8:19	10:09	12:06	13:31	14:24	16:25	17:25	19:20
清排工場前	6:18	6:59	7:49	8:23	10:13	12:10	13:35	14:28	16:29	17:29	19:24
サイクルセンター	6:21	7:02	7:52	8:26	10:16	12:13	13:38	14:31	16:32	17:32	19:27
奥天野（ユースホステル前）	6:22	7:03	7:53	8:27	10:17	12:14	13:39	14:32	16:33	17:33	19:28
日野口	6:23	7:04	7:54	8:28	10:18	12:15	13:40	14:33	16:34	17:34	19:29
日野コミュニティーセンター	6:25	7:06	7:56	8:30	10:20	12:17	13:42	14:35	16:36	17:36	19:31
日野	6:26	7:07	7:57	8:31	10:21	12:18	13:43	14:36	16:37	17:37	19:32
中日野	6:28	7:09	7:59	8:33	10:23	12:20	13:45	14:38	16:39	17:39	19:34
汐滝橋	6:30	7:11	8:01	8:35	10:25	12:22	13:47	14:40	16:41	17:41	19:36
古保	6:32	7:13	8:03	8:37	10:27	12:24	13:49	14:42	16:43	17:43	19:38
高向	6:34	7:15	8:05	8:39	10:29	12:26	13:51	14:44	16:45	17:45	19:40
上高向（花の文化園前）	6:36	7:17	8:07	8:41	10:31	12:28	13:53	14:46	16:47	17:47	19:42
高向公民館前	6:37	7:18	8:08	8:42	10:32	12:29	13:54	14:47	16:48	17:48	19:43
中高向	6:38	7:19	8:09	8:43	10:33	12:30	13:55	14:48	16:49	17:49	19:44
下高向	6:39	7:20	8:10	8:44	10:34	12:31	13:56	14:49	16:50	17:50	19:45
長野車庫	6:40	7:21	8:11	8:45	10:35	12:32	13:57	14:50	16:51	17:51	19:46
むくの木	6:41	7:22	8:12	8:46	10:36	12:33	13:58	14:51	16:52	17:52	19:47
錦町	6:42	7:23	8:13	8:47	10:37	12:34	13:59	14:52	16:53	17:53	19:48
河内長野駅前	6:47	7:28	8:18	8:52	10:42	12:39	14:04	14:57	16:58	17:58	19:53

楠ヶ丘地域乗合タクシー くすまる

平成２５年４月現在

運賃表　路線図　時刻表

	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	休憩	8便	9便	10便	11便	休憩	12便	13便	14便	15便	16便	17便	18便
三日市町駅発	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30		13:00	13:30	14:00	14:30		15:30	16:00	16:30	17:00	17:30	18:00	18:30
①	8:32	9:02	9:32	10:02	10:32	11:02	11:32		13:02	13:32	14:02	14:32		15:32	16:02	16:32	17:02	17:32	18:02	18:32
②	8:34	9:04	9:34	10:04	10:34	11:04	11:34		13:04	13:34	14:04	14:34		15:34	16:04	16:34	17:04	17:34	18:04	18:34
烏帽子台	8:35	9:05	9:35	10:05	10:35	11:05	11:35		13:05	13:35	14:05	14:35		15:35	16:05	16:35	17:05	17:35	18:05	18:35
③	8:36	9:06	9:36	10:06	10:36	11:06	11:36		13:06	13:36	14:06	14:36		15:36	16:06	16:36	17:06	17:36	18:06	18:36
④	8:38	9:08	9:38	10:08	10:38	11:08	11:38		13:08	13:38	14:08	14:38		15:38	16:08	16:38	17:08	17:38	18:08	18:38
⑤	8:40	9:10	9:40	10:10	10:40	11:10	11:40	運休	13:10	13:40	14:10	14:40	運休	15:40	16:10	16:40	17:10	17:40	18:10	18:40
⑥	8:42	9:12	9:42	10:12	10:42	11:12	11:42		13:12	13:42	14:12	14:42		15:42	16:12	16:42	17:12	17:42	18:12	18:42
⑦	8:44	9:14	9:44	10:14	10:44	11:14	11:44		13:14	13:44	14:14	14:44		15:44	16:14	16:44	17:14	17:44	18:14	18:44
⑧	8:46	9:16	9:46	10:16	10:46	11:16	11:46		13:16	13:46	14:16	14:46		15:46	16:16	16:46	17:16	17:46	18:16	18:46
⑨	8:48	9:18	9:48	10:18	10:48	11:18	11:48		13:18	13:48	14:18	14:48		15:48	16:18	16:48	17:18	17:48	18:18	18:48
三日市町駅西着	8:50	9:20	9:50	10:20	10:50	11:20	11:50		13:20	13:50	14:20	14:50		15:50	16:20	16:50	17:20	17:50	18:20	18:50

市内主要駅　南海高野線時刻表・バス乗り場案内

河内長野駅

南海高野線　時刻表

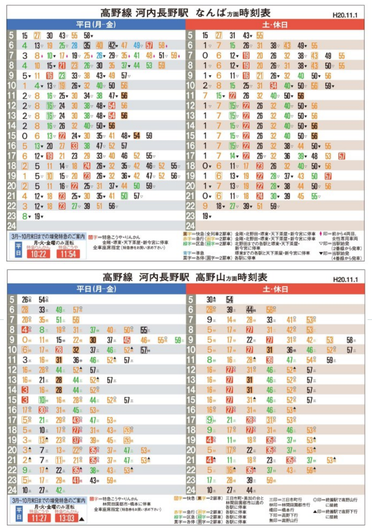

バス乗り場案内

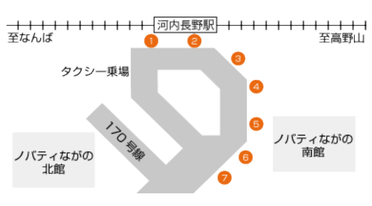

のりば	系統番号	主な行先
1	7	河内長野警察署前、赤峯、小山田南
	特7	河内長野警察署前、市役所前、赤峯、小山田南
	17	河内長野警察署前、市役所前、緑ヶ丘、小山田南
	18	河内長野警察署前、緑ヶ丘、小山田南、河内長野駅前
	15	河内長野警察署前、市役所前、赤峯、千代田駅前、木戸東町
	特15	河内長野警察署前、市役所前、赤峯、千代田駅前、木戸東町
2	16	河内長野市役所前
		関西空港（リムジンバス）
3	8	河合寺、昇塚坂、観心寺、小深、金剛山ロープウェイ前
	9	河合寺、東中学校前、観心寺、小深、石見川
	10	河合寺、東中学校前、観心寺、小収台
	11	河合寺、東中学校前、小深、金剛山ロープウェイ前
4	1	水路、天野山、横山高校前、和田南、光明池駅
	2	水路、天野山、横山高校前、横尾中学校前
	4	水路、天野山、サイクルセンター
	特4	水路、天野山
	5	水路、旭ヶ丘
5	70	千代田駅前、貴望ヶ丘、近畿大学病院前、泉ヶ丘駅
	72	千代田駅前、貴望ヶ丘、近畿大学病院前、大野口
6	12	三日市町駅筋、加賀田小学校前、神納
	13	三日市町駅筋、青葉台センター前、南青葉台
	14	三日市町駅筋、南花台4丁目、南ヶ丘
	36	三日市町駅、南花台、大矢船橋、加賀田小学校前、神納
7	6	長野車庫、高向
	特6	長野車庫
	19	長野車庫、高向、日野、サイクルセンター、滝畑ダム

三日市町駅

南海高野線　時刻表

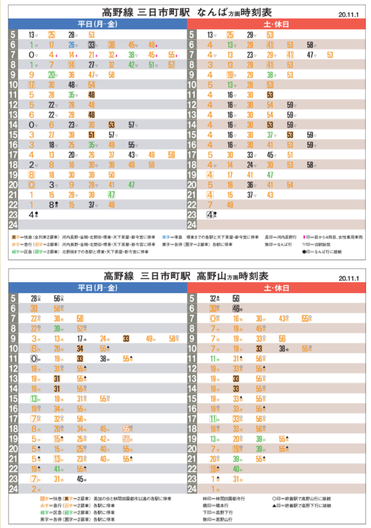

バス乗り場案内

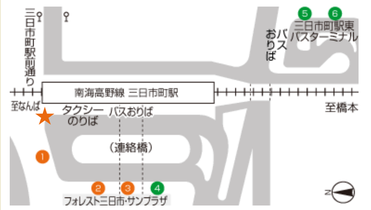

のりば	系統番号	主な行先
1	12 13 14 36	三日市町駅筋・郵便局前・河内長野駅前
2	12	加賀田口・加賀田小学校前・神納
	13	加賀田口・青葉台会館前・南青葉台
	31	加塩・大矢船橋・大矢船南町・南ヶ丘
	35	加塩・大矢船橋・大矢船南町・大矢船西町
3	14 32	南花台四丁目・大矢船南町・南ヶ丘
	特32	南花台一丁目北・南花台四丁目
	33	南花台四丁目・大矢船南町・大矢船西町
	37 38	加塩・南花台循環
	36	南花台・大矢船橋・加賀田小学校前・神納
4	モックルバス	北行き：大阪南医療センター　南行き：美加の台駅
5	30	新町橋・青葉台会館前・南青葉台
6	34	三日市町駅前通り・近畿センター前・清見台回り
	特34	三日市町駅前通り・川上小学校前・清見台1丁目
★	楠ヶ丘地域乗合タクシー　くすまる	

千代田駅

南海高野線　時刻表

バス乗り場案内

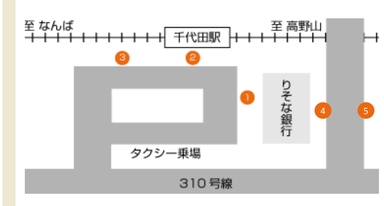

のりば	系統番号	主な行先
1	21 特21	市民グランド前・赤峰・荘園センター
2	20	市民グランド前・赤峰・東峰・緑ヶ丘北町
3	22	南海西友前・南貴望ヶ丘・貴望ヶ丘
	70	南海西友前・近畿大学病院前・プール学院前・泉ヶ丘駅
	72	石坂・本多町・河内長野駅前
	72	貴望ヶ丘、近畿大学病院前、南第二小学校前、大野口
4	15 特15	千代田南町、大阪南医療センター前、木戸東町
	モックルバス	千代田南町、大阪南医療センター玄関口
5	15 特15	市民グランド前、赤峰、市役所前、河内長野駅前
	モックルバス	石坂、本多町、市役所前、三日市町駅、美加の台駅

河内長野市バスマップについて

発行　河内長野市地域公共交通会議　　発行日　平成　年　月　日

問い合わせ　河内長野市　都市建設部　交通政策課

TEL：0721-53-1111　FAX：0721-55-1435

広告

バス MAP

河内長野市

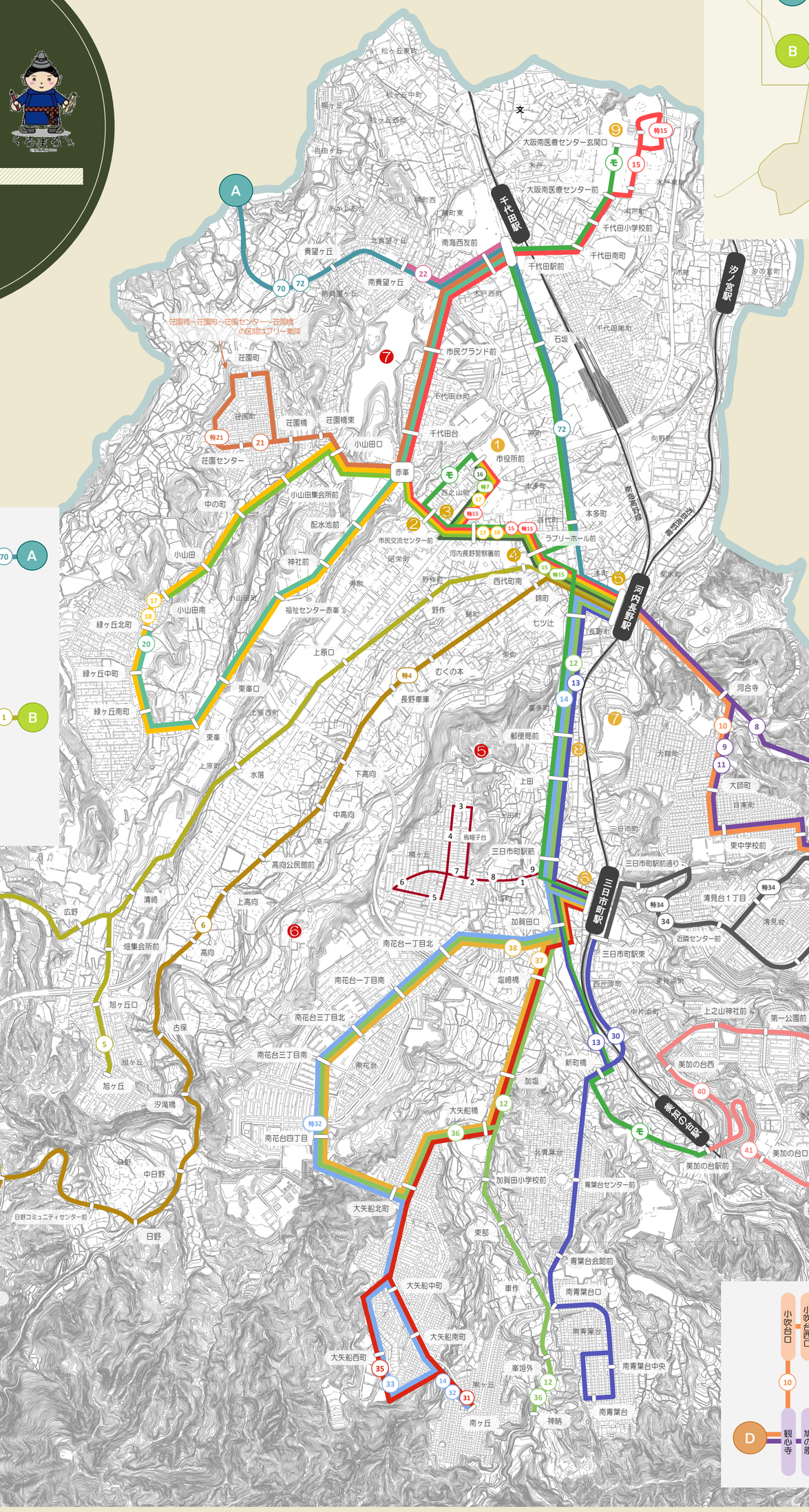

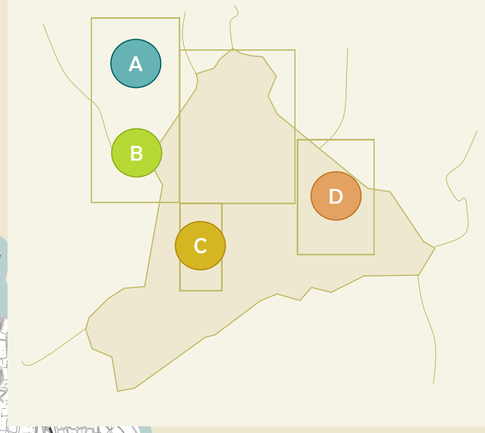

市内主要施設

1. 河内長野市役所
2. 市民交流センター
3. 河内長野警察署
4. ラブリーホール
5. 消費生活センター、ノバティホール
6. 三日市窓口センター
7. 市民総合体育館
8. 河内長野郵便局
9. 大阪南医療センター

市内観光施設

1. 滝畑ダム
2. 天野山金剛寺
3. 観心寺
4. 延命寺
5. 烏帽子形公園
6. 花の文化園
7. 寺ヶ池公園

バスの乗り方

乗車時

1 バス停にある時刻表で発車予定時刻を確認します 。

2 バスの行先表示を確認します

3 バスの中扉より乗車します。

※一部区間や時間帯によっては、
前扉から乗車、運賃先払いの路線もございます。

現金、回数券、定期券
乗車券利用の場合

整理券を取ります。

バスカード利用の場合

バスカードをカード
リーダーに通します。

降車時

1 運賃表示機で運賃を確認します 。

2 降車ボタンを押します。

3 運賃を支払います。

現金、回数券の場合

運賃箱に入れます。

バスカードの場合

バスカードをカード
リーダーに通します。

定期券、乗車券の場合

整理券を運賃箱に入れ、
定期券、乗車券を乗務
員に提示します。

バスカード

河内長野市内１日乗り放題
モックルカード

おとな 600円　こども 300円

河内長野・千早赤阪１日乗り放題
ワイドモックルカード

おとな 850円　こども 430円

なんかいバスカード

2,000円（2,200円分）
3,000円（3,360円分）
5,000円（5,600円分）

●昼間割引カード（10:00～16:00）
3,000円（3,600円分）

●なんかいバスキッズカード
1,000円（1,100円分）

販売場所
南海バス車内（モックルバス含）
南海バス営業所
営業時間 6:00 ～ 23:00

割引制度（南海バス）

割引対象	内容
小学生	50%引き 5円の端数は10円単位に切り上げ
幼児 1歳以上～小学校に入学するまで	1人目：無料 2人目～：50%引き
0歳児	無料
身体障がい者 知的障がい者 児童福祉法の適用を受ける者	普通片道： 50%引き 5円の端数は10円単位に切り上げ 定期運賃： 30%引き 大人のみ適用 端数は１０円単位に四捨五入

乗り継ぎ割引

※なんかいバスカード（昼間割引カードは除く）使用時のみ
バス乗り継ぎ時（２時間以内）に次の区間運賃を５０円割引
（小児、身体障がい者等は２０円）

起点	のりば	路線名	系統番号		終点	経由	所要時間	運賃
河内長野駅前	1	小山田線	7		小山田南			160円 ～ 230円
			特7		小山田南	市役所		160円 ～ 230円
			17		河内長野駅前	市役所・小山田南		160円 ～ 230円
			18		河内長野駅前	小山田南		160円 ～ 230円
			15		木戸東町	市役所		160円 ～ 270円
			特15		河内長野駅前	木戸東町・市役所		160円 ～ 270円
		河内長野庁舎線	16		河内長野市役所前	－		160円
	3	小深線	8		金剛山ロープウェイ前	昇栄坂		160円 ～ 520円
			9		石見川	日東町東口		160円 ～ 490円
			11		金剛山ロープウェイ前	日東町東口		160円 ～ 520円
		小吹台団地線	10		小吹台	日東町東口		160円 ～ 310円
	4	天野山線	1		光明池駅	－		160円 ～ 620円
			2		槙尾中学校前	－		160円 ～ 470円
			4		サイクルセンター	－		160円 ～ 370円
			特4		天野山	－		160円 ～ 310円
			5		旭ヶ丘	－		160円 ～ 260円
	5	河内長野・泉ヶ丘線	70		泉ヶ丘駅	近畿大学病院前		160円 ～ 460円
		河内長野・槻山ニュータウン線	72		河内長野駅前	近畿大学病院前		160円 ～ 340円
		南青葉台線	13		南青葉台	－		160円 ～ 290円
	6	岩湧線	12		神納	－		160円 ～ 280円
			36		神納	南花台		160円 ～ 280円
		南花台・南ヶ丘線	14		南ヶ丘	－		160円 ～ 290円
	7	高向線	6		高向	－		160円 ～ 260円
			特6		長野車庫	－		160円
			19		滝畑ダム	日野		160円 ～ 530円

起点	のりば	路線名	系統番号		終点	経由	所要時間	運賃
三日市町駅前	2	加塩・南ヶ丘線	31		南ヶ丘	加塩		160円 ～ 250円
		加塩・大矢船西町線	35		大矢船西町	加塩		160円 ～ 250円
	3	南花台・南ヶ丘線	32		南ヶ丘	南花台		160円 ～ 250円
			特32		南花台四丁目	南花台		160円 ～ 210円
		南花台・大矢船西町線	33		大矢船西町	南花台		160円 ～ 250円
		加塩・南花台循環	37		三日市町駅前	右回り		160円 ～ 210円
			38		三日市町駅前	左回り		
	★	楠ヶ丘乗合タクシー くすまる			三日市町駅前	楠ヶ丘・烏帽子台		200円
三日市町駅東	5	南青葉台線	30		南青葉台	－		160円 ～ 250円
	6	清見台団地線	34		清見台回り	－		170円
			特34		清見台一丁目	－		
千代田駅前	1	荘園町線	21		荘園町	－		160円 ～ 210円
			特21		荘園センター止	－		160円 ～ 210円
	2	緑ヶ丘線	20		緑ヶ丘北町	－		160円
	3	千代田線	22		貴望ヶ丘	－		160円
美加の台駅前	－	美加の台団地線	40		美加の台駅前	左回り		180円
		美加の台団地線	41		美加の台駅前	右回り		180円
		モックルコミュニティバス	モ		大阪南医療センター玄関口			160円 ～ 200円

問い合わせ先

南海バス路線 について	モックル / 日野・滝畑コミュニティバス について	楠ヶ丘地域乗合タクシー について
南海バス(株) 河内長野営業所 TEL：0721-53-9043	南海バス(株) 河内長野営業所 TEL：0721-53-9043 河内長野市 交通政策課 TEL：0721-53-1111	大阪第一交通(株) 河内長野営業所 TEL：0721-52-2789

広　告